



## 葛飾区 幼児教育・保育の 無償化のしおり

### 認可保育所・ 認定こども園（保育部分）

にお子さんが通う保護者の方へ

※入所を検討している保護者の方もご覧ください！

#### 幼児教育・保育の無償化とは

3～5歳の全児童、0～2歳の非課税世帯の児童を対象に、認可保育所、幼稚園、認定こども園、認証保育所や認可外保育施設等の利用料（保育料）等を公費（国・東京都・葛飾区）で負担し、子育て世帯の経済的負担を軽減する制度です。

※利用する施設によっては、利用料（保育料）の全てが無償にならない場合があります。

※区外の施設に通うお子さんも無償化の対象となります。



#### 問い合わせ先

子育て支援部 子育て支援課  
子育て支援係

代表 03 (3695) 1111  
内線 2415・2447  
直通 03 (5654) 8297

無償化を詳しく知りたい方はこちら



# 認可保育所・認定こども園（保育部分）

にお子さんが通う保護者の方へ



## 無償化の対象児童

葛飾区在住の3～5歳児クラスの児童と0～2歳児クラスのうち非課税世帯の児童が対象です。

## 無償化の対象になるためには

保育園等の入園と同時申請で、2号認定（3歳～5歳）または3号認定（0歳～2歳）を取得し、入園選考の結果「入所」となった方が対象です。申請書等は、各保育施設等で受け取るか、葛飾区ホームページでダウンロードできます。

「2号認定・3号認定」については、保育課入園相談係へお問い合わせください。

直通 03 (5654) 8278～9

## 保育料の無償化

対象児童の通常保育時間中の保育料は全額無償となり、認可保育所・認定こども園（保育部分）を利用する際の**保育料の負担はありません**。（延長保育料は無償化対象外）

保育課入園相談係から送付される利用者負担額（保育料）通知で保育料が無償になっていることをご確認ください。

※0～2歳児クラスのうち課税世帯の保育料については、世帯の住民税額に応じて、負担していただきます。



## 3歳児クラス以上の食材料費の助成

### 【国の食材料費の考え方】

幼児教育・保育の無償化に伴い給食に要する食材料費について、国は、在宅で子育てをする場合にも生じる費用であること、介護や医療の分野においても食事が自己負担とされていることから、保護者からの実費徴収としました。

葛飾区は、保護者の負担を軽減するため、児童一人当たり月額7,500円を上限に給食に要する食材料費を助成します。区から直接施設に助成しますので、保護者は**食材料費の負担はありません**。

## 休日保育の食材料費の助成

休日保育とは、保護者が就労や病気などの理由で休日（日曜日、祝日（年末年始を除く））に保育する事業です。無償化の対象児童で利用の目的が就労や入院など、リフレッシュ以外の事由である場合（※）に、給食に要する食材料費を助成します。区から直接施設に助成しますので、保護者は**食材料費の負担はありません**。

（※これらの事由で利用する場合は、保育料の負担はありません。）

## 病児・病後児保育の食材料費の助成

病児・病後児保育とは、病気の治療中に症状が安定している、または病気の回復期にあり症状が軽度であるが、集団保育が困難な児童を一時的に保育する事業です。無償化の対象児童で給食の提供がある場合は、その食材料費を助成します。区から直接施設に助成しますので、保護者は**食材料費の負担はありません**。

## 定期利用保育の無償化

定期利用保育とは、区内在住で、短時間就労のため家庭での保育が困難となった児童を一時保育利用の児童と合同で一定期間保育する事業です。（出産、病気、就学等の理由では利用できません。）

葛飾区では、保護者の負担を軽減するため独自に、0～2歳児クラスのうち非課税世帯の児童の利用料を無償とします。

【無償化の対象になるためには】 ※申請が必要です！

無償化の対象になるためには、保育の必要性の事由によって取得できる「施設等利用給付認定（新3号認定）」が必要です。利用をする前に、申請書などの必要書類を揃えて葛飾区に提出してください。その後、区から施設等利用給付認定決定通知書が発行されますので、利用時に提示してください。申請書は、利用する保育施設で受け取るか、葛飾区ホームページでダウンロードできます。

すでに、「保育の必要性の認定」を受けている方は、改めて申請する必要はありません。

「施設等利用給付認定（新3号認定）」については、  
保育課入園相談係へお問い合わせください。  
直通 03 (5654) 8278～9



【利用料等の助成】

定期利用保育の利用料月額 20,000 円及び給食に要する食材料費を助成します。

区から直接施設に助成しますので、無償化の対象児童の保護者は**利用料及び食材料費の負担はありません**。

## 無償化の対象にならないサービス

認可保育所、認定こども園（保育部分）に在籍している児童が以下のサービスを利用しても無償化の対象になりません。

### <無償化の対象にならないサービス>

延長保育、休日保育（※1）、一時保育（※2）、病児・病後児保育、訪問型病後児保育、かつしかファミリー・サポート・センター、その他保育施設の利用

※1 休日保育は、認可保育所、認定こども園（保育部分）に在籍している児童で就労や入院など、リフレッシュ以外の事由で利用する場合は、無料です。

※2 一時保育は、認可保育所・認定こども園等の保育施設に在籍している児童は利用できません。

認可保育所または認定こども園（保育部分）等で実施している一時保育や認可外保育施設等の利用については、表紙のQRコードから検索いただくか、以下の別冊子をご覧ください。

- ・『認証保育所・認可外保育施設にお子さんが通う保護者の方へ』  
（オレンジ色のリーフレット）
- ・『一時保育や病児・病後児保育などの子育て支援サービスを利用する保護者の方へ』  
（クリーム色のリーフレット）